

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年8月20日～平成29年8月19日までの3年間
2. 内 容

目標1 計画期間において年次有給休暇の取得率を全体で35%以上に引き上げる。

<対策>

- 平成26年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握し計画的な取得についての協議をする。
- 平成27年4月～ 計画的な取得へ向けた管理・監督職への周知及び取得計画の策定
- 平成27年9月～ 有給取得推進のための掲示、資料配布等による社員への周知
- 平成28年4月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を作成する